

【施行方針（案）別紙2】

「差別・不利益な扱い」に関する指針（案）

(1) 差別等の基本的な定義

「障がいに基づく差別」とは、障がいに基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障がいに基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。
(国連：「障害者の権利に関する条約」に準拠)

(2) 類型的な概念

① 直接的・間接的な差別等

直接、間接を問わず、正当な理由なく、障がいのあることを理由として、障がい者を区別、排除又は制限すること。

② 合理的な配慮の欠如

障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮を欠いていること。ただし、過度の負担を課すものを除く。

(3) 分野別の概念

① 福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障がいを理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。

ロ 本人の生命又は身体 の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

② 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為

イ 本人の生命又は身体^{ほんにん せいめいまた しんたい ほご}の保護のためやむを得ない必要がある場合^{え ひつよう ばあい}その他の合理的な理由^{た ごうりてき りゆう}なく、障がい^{しょうがい}を理由として、医療^{いりよう ていきよう}の提供^{きよひ}を拒否^もし、若しくは制限^{せいげん}し、又はこれに条件^{また じょうけん}を課^かし、その他不利益な取扱^{た ふりえき とりあつか}いをする^{こと}。

ロ 法令^{ほうれい}に特別^{とくべつ}の定めがある場合^{さだ ばあい}を除き、障がい^{しょうがい}を理由として、本人^{ほんにん}が希望^{きぼう}しない長期間^{ちようきかん}の入院^{にゅういん}その他の医療^{た いりよう}を受けることを強い^{う し}、又は隔離^{また かくり}すること。

③ 商品^{しょうひんまた}又はサービス^{ていきよう}を提供^{ばあい}する場合において、障がい^{しょうがい}のある人^{ひと}に対して、サービスの本質^{ほんしつ}を著^{いちじる}しく損^{そこ}なうこととなる場合^{しょうひんまた}その他の合理的な理由^{りゆう}なく、障がい^{しょう}を理由として、商品^{しょう}又はサービスの提供^{ていきよう}を拒否^{きよひ}し、若しくは制限^{せいげん}し、又はこれに条件^{また じょうけん}を課^かし、その他不利益な取扱^{た ふりえき とりあつか}いをする^{こと}。

④ 労働者^{ろうどうしゃ}を雇用^{こよう}する場合において、障がい^{ばあい}のある人^{しょう}に対して行^{ひと}う次に掲^{たい}げる行為^{おこな つぎ}

イ 労働者^{ろうどうしゃ}の募集^{ほしゅうまた}又は採用^{さいよう}に当た^あって、本人^{ほんにん}が業務^{ぎょうむ}の本質^{ほんしつ}的部分^{きぶぶん}を遂行^{すいこう}することが不可能^{ふかのう}である場合^{ばあい}その他の合理的な理由^{た ごうりてき りゆう}なく、障がい^{しょう}を理由として、応募^{おうぼ}若しくは採用^{さいよう}を拒否^{きよひ}し、又は条件^{また じょうけん}を課^かし、その他不利益^{た ふりえき}な取扱^{とりあつか}いをする^{こと}。

ロ 賃金^{ちんぎん}、労働時間^{ろうどうじかん}その他の労働条件^{た ろうどうじょうけんまた}又は配置^{はいち}、昇進^{しょうしん}若しくは教育^{きょういく}訓練^{くんれん}若しくは福利厚生^{ふくり こうせい}について、本人^{ほんにん}が業務^{ぎょうむ}の本質^{ほんしつ}的部分^{きぶぶん}を遂行^{すいこう}することが不可能^{ふかのう}である場合^{ばあい}その他の合理的な理由^{た ごうりてき りゆう}なく、障がい^{しょう}を理由として、不利益な取扱^{ふりえき とりあつか}いをする^{こと}。

ハ 本人^{ほんにん}が業務^{ぎょうむ}の本質^{ほんしつ}的部分^{きぶぶん}を遂行^{すいこう}することが不可能^{ふかのう}である場合^{ばあい}その他の合理的な理由^{た ごうりてき りゆう}なく、障がい^{しょう}を理由として、解雇^{かいこ}し、又は退職^{また たいしよく}を強^しいる^{こと}。

⑤ 教育^{きょういく}を行^{おこな}い、又は受けさせる場合^{また う}において、障がい^{ばあい}のある人^{しょう}に対して行^{ひと}う次に掲^{たい}げる行為^{おこな つぎ}

イ 本人^{ほんにん}に必要^{ひつよう}と認められる適切^{みと}な指導^{てきせつ}及び支援^{しどう およ}を受ける機会^{しえん う}を与えな^{きかい}い^{あた}こと。

ロ 本人^{ほんにん}若しくはその保護者^{ほごしゃ}(学校教育^{がっこうきょういく}法^{しょうわ}(昭和22年法律第26号)第16条^{ねんほうりつだい ごう だい}に規定^{きぎ}する保護者^{ほごしゃ}をいう。以下^{いか}同じ。))の意見^{いけん}を聴^きかないで、又は必要^{ひつよう}な説明^{せつめい}を行^{おこな}わないで、入学^{にゅうがく}する学校^{がっこう}(同法^{けつてい}第1条^{だいいち}に規定^{きぎ}する学校^{がっこう}をいう。))を決定^{けつてい}すること。

⑥ 障がい^{しょうがい}のある人^{ひと}が建物^{たても}その他の施設^た又は公共^{しせつ}交通^{また}機関^{こうきょうこうつうきかん}を利用^{りよう}する

ばあい しょう ひと たい おこな つぎ かか こうい
場合において、障がいのある人に対して行 う次に掲げる行為
イ 建物の本質的な構造上 やむを得ない場合その他の合理的な理由な
く、障がいを理由として、不特定かつ多数の者の利用に供 されてい
る建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件
を課し、その他不利益な取扱 いをすること。

口 本人の生命又は身体^{ほんにん せいめいまた しんたい ほご}の保護のためやむを得ない必要がある場合その
他の合理的な理由なく、障がいを理由として、公共 交通 機関の利用
を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件^{きょうけん}を課し、その他不利益な
取扱 いをすること。

⑦ 不動産の取引を行 う場合において、障がいのある人又は障がいのあ
る人と同居する者に対して、障がいを理由として、不動産の売却、賃貸、
転貸又は賃借 権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件^{きょうけん}を課
し、その他不利益な取扱 いをすること。

⑧ 情報^{じょうほう}を提供^{ていきょう}し、又は情報^{じょうほう}の提供^{ていきょう}を受ける場合において、障がい
のある人に対して行 う次に掲げる行為

イ 障がいを理由として、障がいのある人に対して情報^{じょうほう}の提供^{ていきょう}をす
るときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件^{きょうけん}を課し、
その他不利益な取扱 いをすること。

口 障がいを理由として、障がいのある人が情報^{じょうほう}の提供^{ていきょう}をするとき
に、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件^{きょうけん}を課し、その他
不利益な取扱 いをすること。

(千葉県条例 における「不利益取扱 い」に準拠)